

東北教区における主日礼拝ならびに教区宣教活動のための指針 (No.10)

2023年03月13日

東北教区主教

主教 ヨハネ 吉田 雅人

第107教区会期常置委員会

2020年1月以降、3年にわたり私たちの日常生活・礼拝生活・宣教活動に少なからず影響を及ぼしてきた新型コロナ・ウイルス感染症、感染者数の現況は、今年に入って減少傾向にあるように見受けられます。国としてもマスク着用の自由化や、5月には感染症法上の分類をインフルエンザと同等の「第5類」に引き下げることが予定しています。

東北教区においても、こうした状況に鑑み、これまで取り組んできた「制限」を徐々に緩和していくことが良いと考えますが、感染力の強い変異ウイルスの出現や、高齢者の死亡者数が多いこと、高齢化している私たちの教会にとっての懸念材料が依然としてあることもまた事実です。

したがって今後は、各教会の諸活動を行うにあたっては…

- ① これまでの「制限」を緩和する方向に向かいつつ
- ② コロナ感染拡大以前の状態に一気に戻すのではなく、徐々に戻していく段階的緩和を心がけること
- ③ 緩和の取り組み、その内実と実施については、牧師・管理牧師と教会委員会でよく協議し、その内容を全教会員に周知徹底すること、
- ④ その際、「不特定多数が密になっていないか」「重症化リスクの高い人はいないか」「不安に思っている人がいないか」などを判断材料にすること

以上をお願いいたします。

広い東北の地では、その地域ごと、また教会ごとに規模や礼拝出席人数に違いがあることから、現時点で「教区としての指針一本化」はできないと判断して、以上のような「お願い」となることをご理解ください。

また、「発熱、咳や倦怠感等の症状がある場合は、礼拝への出席を控えること」「手指消毒用アルコール類の利用、十分な換気」「マスクの着用」については、私たちの教会では今しばらくの継続が妥当であると考えます。ご存知の通り、3月13日以降マスクの着脱については、個人の主体的判断が尊重されるよう配慮しなければなりません。厚生労働省のホームページにおいては「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます」とあり、私たちの教会はこれらに合致すると判断するゆえです。

さらに聖餐式司式者以外の二種陪餐の実施、愛餐会については、「制限」緩和の取り組みにおける最終段階が望ましいと考えます。イースター祝会の実施を考慮しておられる教会もお聴きしていますが、4月中は「共食の機会は控える」ことをお勧めいたします。

礼拝で用いる聖歌の曲数についても、教会委員会での協議によってお決めいただく事項といたしますが、その際は上記④に十分にご留意ください。

以上の「制限」緩和の途上にあっても、感染状況に変化が生じた場合は、これまでの経験を活かし柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。教区宣教活動（会議体のミーティング等）についても、同様にお考えください。

どうぞ皆様方におかれましては、十分にご健康に留意され、良きご復活の日を迎えられますよう、また主にある慰めと励ましが豊かにありますようにお祈りいたします。今、この時も献身的に働かれる医療従事者の方々に、主の導きと御護りをお祈りいたします。

在 主